

海津市 サンリバーはつらつ在宅介護支援センター
居宅介護支援事業所
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 海津市が開設する指定居宅介護事業（以下「事業所」という。）を行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援業務を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営について管理者並びに従業者は、次の運営方針に従い業務を遂行する。

1. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、被保険者が介護状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。
2. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請にたいして、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
3. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て総合的かつ効果的に介護サービス計画を提供されるよう配慮し努める。
4. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、そして被保険者に対し正しい調査を行う。
5. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 海津市 サンリバーはつらつ在宅介護支援センター
2. 所在地 海津市海津町福江656番地2

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者（主任介護支援専門員） 1 名
 - (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護支援業務の提供に当たるものとする。
 - (2) 支障がない限り、他の業務との兼務をしても差し支えない。
2. 介護支援専門員 6 名
 - (1) 第2条の運営方針を遵守し、介護支援業務に当たるものとする。
 - (2) 利用者35名に対し1名、その端数を増すごとに1名を配置の基準とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
但し、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法については、次のとおりとする。

1. 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
2. 事業所は、被保険者の要介護認定等の確認及び申請の代行、さらに市町村の委託による要介護認定等の調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又要介護認定等を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護定の有無、認定区分及び有効期間を確認する。
3. 要介護認定等における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、利用者に公平、中立で正確な調査を行う。
4. 事業所は、市町村内の被保険者から介護等を要する者の早期発見に努め、要介護認定等の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう支援する。
5. 要介護認定者等の更新申請についても、現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはできるように必要な支援をする。
6. 事業所は、要介護認定者等の居宅サービス計画の作成について、被保険者と家族の意見を尊重し、医療保険サービス並びに福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な居宅サービス計画を作成し、被保険者の承認を得て、サービス提供の手続きを行う。
7. 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
8. 保険給付の申請、又は需給の不正について
 - (1) 介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたとき、又、偽りやその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知することとする。

(居宅介護支援事業の内容)

第7条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

1. 居宅サービス計画の作成
 - (1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 利用者に対する情報提供
 - (1) 居宅サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択をできるよう配慮する。
3. 利用者の実態把握
 - (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって、利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような解決すべき課題を把握しなければならない。
4. 居宅サービス計画の原案作成
 - (1) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望、並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービス提供をする上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。尚、課題分析に使用する方式は、居宅サービス計画ガイドラインとする。
5. サービス担当者会議の開催
 - (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者に対し、会議の招集、紹介等を行うことにより、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。会議の開催場所については、サンリバーはつ

らつ在宅介護支援センターの会議室等とする。

6. 利用者の同意

- (1) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明と交付により、文書での同意を得ることとする。

7. サービス実施状況の継続的な把握、評価

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者に対する居宅訪問を1ヶ月に1回は行い利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて適宜、利用者の課題把握を行うとともに、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

8. 介護保険施設等の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設から退所等をしようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等、必要な援助を行う。

(利用料、その他の費用)

第8条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額、その他の費用については、次のとおりとする。

1. 事業所は、利用料の額を次のとおりとする。

- (1) 法定代理受理分 なし
- (2) 法定代理受理分以外 介護報酬の告示の額

2. 通常の事業実施区域を越えての利用者から要請があった場合の交通費については、利用者の同意を得てその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収することとする。

- | | | |
|------------------|---------|------------|
| (1) 事業所から片道 | 5 k m以内 | 5 0 0 円 |
| (2) " | 5 k m以上 | 1, 0 0 0 円 |

(通常の事業の実施区域)

第9条 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所の通常の事業実施区域は海津市全域とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 事業者は、毎月岐阜県国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画、その他実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他の運営については、次の事項を遵守する。

1. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所の介護支援専門員やその役職員は、正当な理由なく、その事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずることとする。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
3. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を 確保することとする。
4. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年の3月31日を会計単位とする。
5. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
6. 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要したり、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したりしてはならない。

7. 海津市サンリバーはつらつ居宅介護支援事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援に関する記録整備については、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、海津市長定めるものとする。

(相談・苦情対応)

- 第12条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する、利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

この規程は、平成27年4月1日から施行する